

<公法刑事法>

〔設問1〕

刑法上の故意と過失の相違について説明しなさい。

〔設問2〕

以下の事例のXには、窃盗罪と占有離脱物横領罪のどちらが成立するか論じなさい。

Xは、松本市内のA公園において寝泊まりして生活をする、いわゆるホームレスであった。本件当日午後3時半ごろ、Xは、同公園のベンチに座った際、隣のベンチでYら2名が談笑していたところ、Yの財布（以下「本件財布」という）がベンチ上に置かれていたのを見かけ、もし万が一Yがこれを置き忘れたら持ち去ろうと考え、本を読むふりをしながら様子を伺っていた。

午後5時ごろ、Yは、本件財布をベンチ上に置き忘れたまま、友人を駅の改札口まで送るために友人と共にその場を離れ、置き忘れに気づかないまま、駅の方角に向かって歩いていった。Xは、Yらが上記ベンチから背を向けて、そこから約20mの距離にある横断歩道を渡り始めたのを見たとき、自身の周りに人もいなかったことから、今だと思って本件財布を取り上げ、ベンチの隣に設置されていた公衆トイレ内に入り、本件財布から現金を抜き取った。その後、Yは、上記横断歩道を渡り、駅に向けて2分ほど歩いたところで、財布の置き忘れに気づき、上記ベンチのところまで走って戻ったものの、既にXは本件財布を上記トイレのゴミ箱に捨て、公園を去っていた。

〔参考条文〕

刑法

（窃盗）

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（遺失物等横領）

第254条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

< 民法法 >

〔設問 1〕

契約の一般的な無効原因のうち契約内容に関する無効原因としてどのようなものがあるかについて、具体例をあげつつ説明しなさい。

〔設問 2〕

以下の事例を読み、BのAに対する1万円の罰金の支払い請求が認められるかを検討しなさい。

S大学経法学部1年生のAは、サークル活動に精を出す一方、授業にはほとんど出席していない。近々M先生の民法総則の授業で中間テストがあると知ったAは、試験対策に際し、日頃から民法総則の授業を熱心に受けているBからノートを借りてコピーさせてもらうことを思いつき、Bに頼んだが、Bは大事なノートなので貸すことを断ったが、Aは明日の新生ゼミナールで返すことを約束し、もし返すのが遅れたら1日ごとに罰金1万円を支払うことを約束したので、BはノートをAに貸した。Aは罰金の点は冗談で言ったのであったが、Bはその言葉を信じてノートを貸したのであった。

ところが、翌日Aは寝坊して新生ゼミナールの授業に間に合わず、Bにメールをして、次の日の語学の授業の際に返すと連絡した。翌日の語学の授業でAがノートを返そうとしたところ、Bは1万円の罰金の件を持ち出し、1万円の支払いを請求した。Aは陳謝しつつ、あれは冗談だと言って支払おうとしない。

〔参考条文〕

民法第93条（心裡留保）

1項 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。